

# 八幡浜市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱

〔 令和 8 年 2 月 1 7 日 〕  
〔 要 綱 第 8 号 〕

(目的)

第 1 条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 2 6 年法律第 1 2 7 号。以下「法」という。）第 2 3 条第 1 項の規定に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この要綱において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(指定の申請)

第 3 条 支援法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、空家等管理活用支援法人指定（更新）申請書（様式第 1 号）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款の写し
  - (2) 登記事項証明書
  - (3) 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
  - (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
  - (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
  - (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
  - (7) これまでの空家等の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書面
  - (8) 法第 2 4 条各号の業務に関する計画書（業務の方法、人員の配置、個人情報保護その他業務を適正に遂行するために講じる措置等を記載したもの）
  - (9) 国税及び八幡浜市税の納税証明書（発行後 3 か月以内のもの。八幡浜市税について該当しない場合は不要。）
  - (10) 前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類
- (支援法人の指定)

第4条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、申請内容が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第23条第1項の規定により、当該申請者を支援法人として指定するものとする。

- (1) 申請者が、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人若しくは公益財団法人又は空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社であること。
- (2) 第10条第1項の規定により、指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者でないこと。
- (3) 八幡浜市暴力団排除条例（平成23年条例第37号）第2条第1号の暴力団、同条第2号の暴力団員又は同条第3項の暴力団員等若しくはそれらの者と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配するものでないこと。
- (4) 役員のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。
  - ア 未成年者
  - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - ウ 拘禁刑以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終え、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しないもの
  - エ 心身の故障により業務を適正に遂行することができない者
  - オ 暴力団員等
- (5) 支援法人として行おうとする業務の方法が、法第24条各号に規定する業務として適切なものであり、かつ、八幡浜市空家等対策計画に適合するもので、市長が空家等対策の推進のために支援法人に行わせる必要があると認めるものであること。
- (6) 申請者が、必要な人員の配置、個人情報保護その他業務を適正かつ確実に遂行するために必要な措置を講じていること。
- (7) 申請者が、業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経理的基礎を有すること。
- (8) 申請日時点において、継続して2年以上の空家等の管理や活用等に関する活動実績を有し、かつ、本市と連携した空家等対策に取り組んだ実績又はこれに類するものとして市長が認める活動実績を有すること。

(9) 国税及び八幡浜市税の滞納がないこと。

2 市長は、申請者を支援法人として指定した場合は、空家等管理活用支援法人指定（更新）書（様式第2号）により、指定しない場合は、空家等管理活用支援法人不指定（更新）書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、支援法人として指定する場合において、必要があると認めるときは、支援法人の指定に必要な条件を付することができる。

（指定の有効期間及び更新）

第5条 前条第1項の規定による指定の有効期間は、当該指定の日から起算して5年を超えない範囲内において市長が定める。

2 支援法人は、前条第1項に掲げる要件を満たしている場合において、引き続き指定を受けようとするときは、指定の有効期間の満了の日の2か月前から1か月前までの間に、指定の更新申請をしなければならない。

3 前項の更新申請があった場合において、第1項の指定の有効期間の満了の日までにその更新申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前2条の規定は、前項の更新の指定について準用する。この場合において、第3条第1項中「指定を」とあるのは「指定の更新を」と、前条第1項中各号列記以外の部分中「指定する」とあるのは「指定を更新する」と、同条第2項中「指定」とあるのは「指定の更新を」と読み替えるものとする。

5 前項の場合において、指定を更新するときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算して5年を超えない範囲内において市長が定める。

（名称等の変更）

第6条 法第23条第3項の規定による変更の届出は、名称等変更届出書（様式第4号）により行うものとする。

2 支援法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ業務変更届出書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

（業務の廃止）

第7条 支援法人は、その業務を廃止したときは、直ちに業務廃止届出書（様式第6号）により市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による業務の廃止の届出を受けたときは、法第23条第1項の規定による指定を取り消すとともに、遅滞なく、当該支援法人の名称若しくは商号、住所、事務所若しくは営業所の所在地又は業務の廃止の届出を受けた年月日を公示するものとする。

(業務の実施報告)

第8条 支援法人は、法第24条各号の業務の実施状況について、年度ごとに、当該年度の翌年度の4月末日までに業務状況実施報告書(様式第7号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の報告書の内容について説明又は追加資料の提出を求めることができる。

(改善命令)

第9条 市長は、法第25条第2項の規定により、支援法人が業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第10条 市長は、支援法人が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第4条の規定による指定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により指定を受けたとき。
- (2) この要綱又は第4条各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。
- (3) 法第25条第2項の規定による命令に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により指定の取消しを行う場合は、指定取消書(様式第8号)により当該支援法人に通知するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。